

介護保険負担限度額認定要件について

○対象と利用者負担段階

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯の全員が 市民税非課税 (世帯分離をして いる配偶者を 含む)	本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額 80.9万円以下	かつ、預貯金等の合計額が 650万円(夫婦は 1,650万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額 80.9万円超 120万円以下	かつ、預貯金等の合計額が 550万円(夫婦は 1,550万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得が 年額 120万円超	かつ、預貯金等の合計額が 500万円(夫婦は 1,500万円)以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

※令和7年度から第2段階・第3段階①の収入基準額は変更になりました。

※修正申告等で段階変更になる場合は再度申請書の提出が必要となります。その際は介護保険課までご連絡ください。

★費用負担額について★

○一日当たりの負担限度額

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室 (特養等)	多床室 (老健等)	従来型個室型 (特養等)	従来型個室型 (老健等)	ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	(600円) 390円	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	(1,000円) 650円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	(1,300円) 1,360円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合は、食費の負担限度額は上段()内の金額です。